

## 五監公告第6号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年2月18日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

### 1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

### 2. 措置を講じた団体等

指定管理者 社会福祉法人 中東福社会

障害者地域活動支援センター あさひの家、虹工房、さくらの里

健康福祉課（指定管理に関する事務の所管課）

### 3. 監査の期間

平成27年5月28日～平成27年6月29日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
各施設の備品管理において、五泉市と指定管理者間を取り交わした基本協定書の規定と異なる備品調達の実態が散見された。今後、適正な調達になるよう努められたい。	各施設において、市、指定管理者がそれぞれ所有する備品が分かるよう台帳の整備を行いました。 今後は、備品の管理・調達について適切に行うよう努めてまいります。